

## 名張市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

「ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張」

～出会い ふれあい 支え合い みんなが誰かにつながって 自分らしく生きられるまちを目指して～

---

### 1. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

#### （1）名張市の現状と地域福祉の歩み

名張市では、地域ささえあい事業（地域内の有償ボランティア活動）や「まちの保健室」、地域福祉教育総合支援ネットワークなど、住民主体かつ多職種連携による先進的な包括支援体制を構築してきました。

近年、80歳代の高齢者と50歳代のひきこもりが同居する「8050問題」やシングルマザーの貧困など、問題が複雑化・複合化している現状に対応するため、分野・属性を問わない包括的な支援体制の構築が重視されています。

#### （2）重層的支援体制整備事業実施計画について

重層的支援体制整備事業とは、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています（第106条の4第2項）。

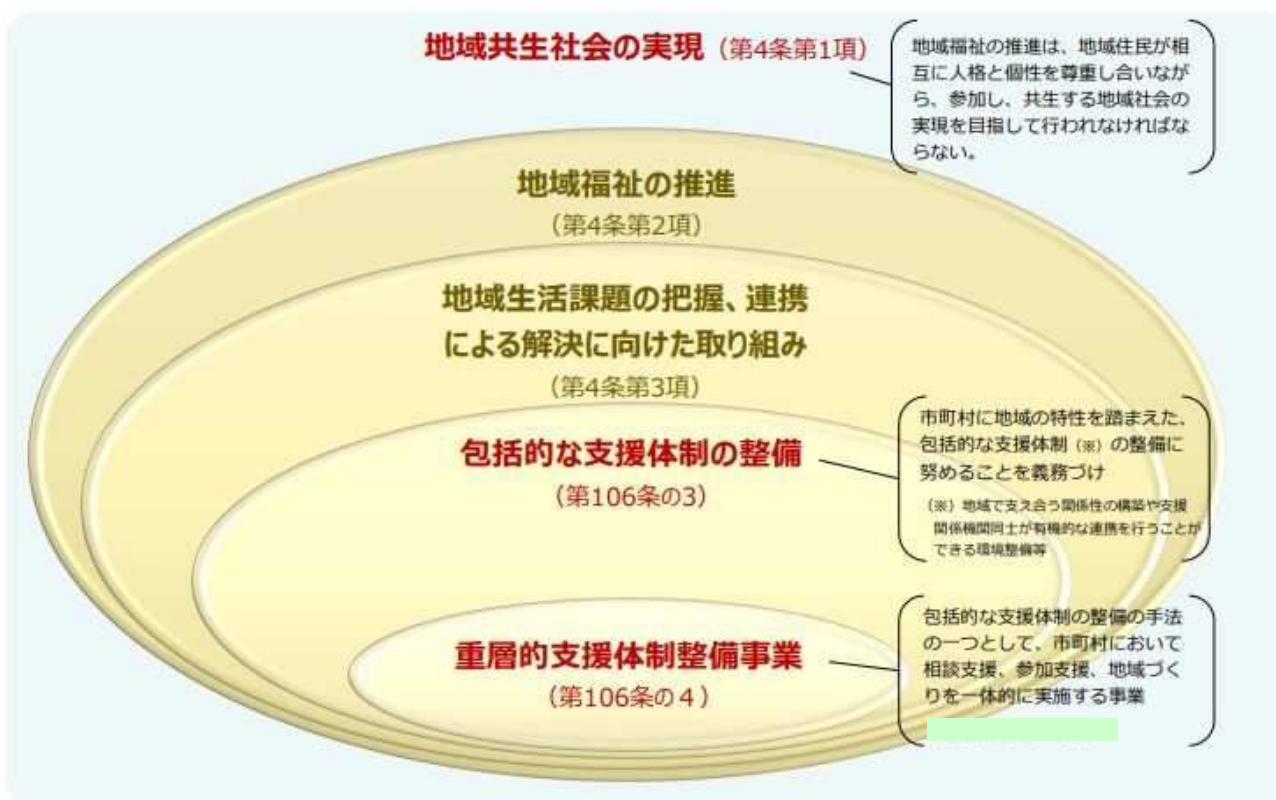
社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、同法に基づき名張市においても策定しようとするものです。

#### （3）名張市における本計画の位置づけ

名張市では、令和3年度より地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の推進の中で、属性を問わない「丸ごと」の相談支援、参加支援、地域づくり（「我が事」意識）を柱とした重層的支援体制整備事業を重点事業として位置づけ取り組んでいます。今回、第5次地域福祉（活動）計画の中のアクションプランという位置づけで重層的支援体制

整備事業実施計画として取組を明示することにより、より包括的な「地域共生社会」の実現が期待されると考えます。重層的支援体制整備事業実施計画の上位計画である第5次地域福祉（活動）計画に地域共生社会の理念や実施目標などの共通部分は記載されていることから、本計画は、本事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容とします。

また、市の最上位である総合計画との整合を図り、地域福祉（活動）計画、介護保険事業計画など各分野別の計画と調和が保たれたものとします。



（出所：厚生労働省）

#### （４）計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

第5次地域福祉（活動）計画（～令和11年度）と同期間とし、一体的な推進を図ります。

#### （５）事業評価について

第5次地域福祉（活動）計画の評価指標を活用し、第5次地域福祉（活動）計画と一体的に評価を行います。

## **(6) 計画の推進体制・モニタリング**

名張市では、大学等の学識経験者、地域で福祉活動を実践されている社会福祉活動団体の皆さん、民生委員児童委員や地域づくり代表者会議の代表、保護司、社会福祉法人連絡会代表、介護支援専門員といった方々を構成員とする名張市地域福祉推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置しています。この協議会では、年に2回程度参集いただき、第5次地域福祉（活動）計画の進捗管理を行うとともに、「地域共生」の取組を市全体に広めていくための方策や、各分野だけでは解決できない課題の解決策について、プラットフォーム機能を発揮して議論を進めています。

名張市で行う重層的支援体制整備事業は、この協議会において、事業内容の共有、進捗状況の確認や事業評価・検証を行うこととします。重層的支援体制整備事業計画は、必要に応じて、計画期間内でも見直しを行います。

## **2. 主な取組内容**

### **(1) 包括的相談支援事業**

高齢・障害・児童・困窮・教育・保健といった「分野ごとの縦割り」を超えて、複合的な課題を抱える住民を一元的に受け止める、いわば「丸ごと相談窓口」です。

### **(2) 地域づくり事業**

「困りごとを抱える人を見つける」段階から、「地域住民みんなで支え、一人にさせない環境を作る」段階へステップアップするための事業です。

### **(3) 多職種協働事業等**

複合課題を抱える対象者に対して、エリアディレクターを中心に、複合機関が一堂に会する会議を開催し、以下の支援を一体的に実施します。

- ①課題の整理と支援方針の決定
- ②役割分担の明確化
- ③定期的なモニタリングと支援の見直し
- ④本人の社会参加・地域参加への支援

名張市における具体的な取組は、次ページ以降のとおりです。

支援内容	事業の種類	事業名	事業内容	担当
<b>①包括的相談支援事業</b>				
<b>ア 地域包括支援センターの運営</b>				
	総合相談事業		地域包括支援センターにおいて、高齢者等の総合的な相談業務を実施します。住民にとって身近な市民センターにまちの保健室を設置し、高齢者等の相談窓口とすることで、高齢者等が気軽に立ち寄ることができ、交流の機会が増えることも期待されます。また、虐待を早期に発見することやその問題解決を図ることが可能となります。	地域包括支援センター
	権利擁護事業		地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の活用促進、高齢者への虐待防止、消費者被害防止に取り組み、地域において高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心して過ごせるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		介護支援専門員を対象とした困難ケース等への対応についての事例検討会を定期的な開催し、また問題解決に向けた研修を実施するなど、介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指した取組を進めます。	
	介護予防サービス事業		高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続していくことができるように、健康な高齢者から軽度の高齢者までの心身状況や生活環境等に応じたサービス、支援を行います。	
<b>イ 相談支援事業</b>				
	障害者相談支援事業		<p>基幹相談支援センターでは①総合的・専門的な相談支援、②地域の相談支援体制の強化、③名張市共生地域デザイン会議の運営、④地域移行・地域定着の促進、⑤権利擁護・虐待の防止、⑥その他基幹相談支援について、事業所からの出向職員により、必要な業務を行っています。また、基幹相談支援センターのサテライトとして2か所の計画相談事業所に相談業務を委託し、障害者本人や保護者または介護者に対するきめ細かい相談支援を実施します。</p> <p>入居が困難な障害者等に対し、住宅賃貸事業所への同行、家主に障害や障害特性について理解をいただくために説明を行う等、入居に必要な調整等に係る支援を行います。</p> <p>相談支援事業委託（委託先：名張育成会、寺田病院）</p>	障害福祉室
<b>ウ 利用者支援事業</b>				
	名張版ネウボラ事業		産み育てるにやさしいまち“なばり”の実現に向けて、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠出産育児の切れ目のない、相談、支援を行います。 母子保健コーディネーター（保健師・スーパーバイザーとしての助産師）を配置し、妊産婦に対してきめ細かい相談・支援、産科医院を退院した後の産後ケア体制の整備を行います。 また、産前産後サポートとして、地域の子育て支援の充実を図ります。	地域包括支援センター
	名張版ネウボラ事業（チャイルドパートナー事業）		「まちの保健室」の職員をチャイルドパートナーとして配置し、健康・子育て支援室所属の母子保健コーディネーター（保健師・スーパーバイザーとしての助産師）とともに妊産婦に対して、きめ細かい相談・支援、産科医院を退院した後の産後ケア体制の整備を行います。	健康・子育て支援室
	こども家庭センター運営事業		すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象として、一体的に相談支援を行うことができる、こども家庭センターを運営します。	子ども家庭室 健康・子育て支援室
<b>エ 自立相談支援事業</b>				
	生活保護・生活困窮者自立支援事業		<p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、本市における生活保護受給者以外の生活困窮者に対し包括的、継続的な支援を行うことにより、その自立の促進を図るための事業を行います。</p> <p>自立相談支援事業委託料（委託先：名張市社会福祉協議会）</p>	生活支援室

支援内容	事業の種類	事業名	事業内容	担当
<b>②地域づくり事業</b>				
<b>力 地域介護予防活動支援事業</b>				
	一般介護予防事業		<p>民間事業者との連携による魅力的な介護予防事業による市民参加の促進を図り、5つの日常生活圏における介護予防の通いの場づくりに取り組みます。</p> <p>健康づくり・介護予防のボランティア「まちじゆう元気!!リーダー」に対し、①介護予防に関する知識の普及啓発②介護予防に関する講演会や相談会の実施③運動等の介護予防教室の通年開催といった活動の場づくりや活動支援に取り組みます。</p> <p>また、地域住民が交換日記を通して交流し、お互いが楽しみにしていることや大事にしていることを共有することを通して、新たな介護予防の活動や場が生まれやすくなるよう、ステイホームダイアリーの取組を実施します。</p> <p>さらに、老人クラブ連合会への委託により、①多くの高齢者で構成する老人クラブ連合会が生きがいづくり、健康づくり、社会参加を促進するための事業を実施②世代間交流事業として、児童、生徒等の高齢者等の福祉への理解を深め、世代交流等の地域活動の振興を図る事業を実施します。</p> <p>一般介護予防事業委託料（委託先：民間事業者） ステイホームダイアリー事業推進報償費等 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料（委託先：老人クラブ連合会）</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>介護・高齢支援室</p>
<b>キ 生活支援体制整備事業</b>				
	生活支援体制整備事業		<p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を送ることが可能となるよう、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。</p> <p>地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、①世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備②地域で実施されている個別の活動や人を把握③地域づくり組織を中心として「人と人」「人と場所」などをつなぎ合わせる等の役割を担い、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うため、地域づくり組織を支援する地域マネージャーを配置します。</p> <p>生活支援コーディネーター業務委託料（委託先：名張市社会福祉協議会） 地域資源情報共有システム「なばリンク」の運用</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>協働のまちづくり推進室</p>
<b>ク 地域活動支援センター機能強化事業</b>				
	地域活動支援センター機能強化事業		<p>障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、①創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る、②日中における活動の場を確保する、③家族等の就労支援及び障害者及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する、などに取り組みます。</p> <p>地域活動支援センター事業委託料（委託先：名張育成会）</p>	障害福祉室
<b>ケ 地域子育て支援拠点事業</b>				
	マイ保育ステーション事業		<p>地域の身近な子育て支援の拠点として、地域の公立保育所や民間保育園にマイ保育ステーションを設置し、妊婦や未就園児を持つ家庭を対象に、親子の交流の場・子育て情報の提供、保育無料体験や育児相談、子育て講座等の子育て支援を行い、育児の孤立や育児不安の解消を図ります。</p> <p>マイ保育ステーション事業運営委託料（委託先：昭和保育園、みはた虹の丘こども園）</p>	保育幼稚園室
	こども支援センター費		<p>子育て支援の拠点施設として、親子が出会いを通して交流しあえる場、子ども同士が育ちあえる場、市民の子育て参加の場を提供し、子育て中の親への支援を行います。</p> <p>所管する名張市こども支援センターかがやきの運営管理について、運営委員会において事業内容を協議し、子育て支援に関する各種相談事業や研修会を開催するとともに、親子が交流できる場を提供します。</p>	保育幼稚園室
<b>コ 共助の基盤づくり事業</b>				
	福祉総合相談支援事業		<p>地域包括支援センターに障害者基幹相談支援センター機能を併設することにより、高齢・障害の両分野の相談に一元的に対応し、複合的な生活課題を有する人への一体的な支援体制を構築します。また、地域包括支援センターのランチであるまちの保健室においても障害分野の初期相談や子育て支援等に対応できる体制を構築します。これら相談受付や支援の中で、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保しつつ、支援実績を積み重ねる中で、支援を必要とする人を地域全体で支える地域福祉の推進を図っていきます。</p>	地域包括支援センター

支援内容	事業の種類	事業名	事業内容	担当
<b>③多機関協働事業等</b>				
<b>サ 参加支援事業</b>				
	参加支援事業		<p>障害者手帳をもたない、生きづらさを抱えた本人や家族の相談を、地域福祉教育総合支援ネットワークのエリアディレクター等が受け止め、その対応から伺えるひきこもりや生活リズム等に課題のある要支援者について、関係機関と共に支援の方策を検討します。</p> <p>市から連絡を受けた対象者について、市やその他支援者と共に情報を共有した上で、本人や生活環境などに合わせ、既存の社会資源につながるまでの居場所の提供等の支援を行います。</p>	障害福祉室
<b>シ アウトリーチを通じた継続的支援事業</b>				
	アウトリーチを通じた継続的支援事業		<p>複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。エリアディレクターによる本人への面談等、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行うことにより、支援につなげます。</p>	子ども家庭室
<b>ス 多機関協働事業等</b>				
	多機関協働事業		<p>高齢、育児、障害、生活困窮、教育、保健等の複合的な課題を抱える相談に対して、連携支援の核となる相談支援包括化推進員（エリアディレクター）を中心に、市内15か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室をバックアップしながら、複数の機関が連携して支援します。複合的な生活課題を抱える対象者を地域全体で支援していく体制を作っていきます。</p>	地域包括支援センター